

(制定理由)

舞鶴市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人材の確保を図るため、舞鶴市移住支援金を交付することとし、必要な事項を定めるものです。

(制定内容)

- 1 題名 舞鶴市移住支援金交付要綱
- 2 趣旨(第1条関係)
- 3 定義(第2条関係) 次に掲げるとおり
 - (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県
 - (2) 条件不利地域 離島振興対策実施地域、振興山村の地域等を含む市(指定都市を除く。)町村
 - (3) 移住者 転入(本市の区域内に住所を定めるものに限る。)をした者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 転入日の前日において引き続き5年以上東京23区内に住所を有していた者
 - イ 転入日の前日において引き続き5年以上東京圏内(条件不利地域を除く。)に住所を有し、かつ、転入日の3月前の日において引き続き5年以上、東京都23区内に所在する事業所において業務に従事していた者(当該事業所において業務に従事しなくなった日から転入日までの間に京都府の区域外(東京都23区を除く。)に所在する事業所において業務に従事していた者を除く。)
 - (4) 指定法人 京都府知事が指定する法人
 - (5) 移住先就業 次に掲げる要件のいずれにも該当する就業
 - ア 指定法人に雇用保険法に規定する被保険者として新たに雇い入れられること。
 - イ 指定法人の事業所(東京圏外又は条件不利地域内に所在するものに限る。)において業務に従事すること。
 - ウ 移住者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人における就業でないこと。
 - エ 有期の雇用契約又は勤務時間が週20時間未満である無期の雇用契約に基づく就業でないこと。
 - オ 市長が認めるホームページに掲載されている求人に応募したことで開始さ

れる就業であること。

4 交付対象者(第3条関係)

次に掲げる要件のいずれにも該当する移住者

- (1) 交付申請日において3月以上移住先就業をした指定法人に就業していること。
- (2) 交付申請日から継続して5年以上、本市に居住し、かつ、指定法人に就業する意思を有していること。
- (3) 外国籍を有しており、かつ、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれの在留資格も有していない者でないこと。
- (4) 京都府の農業振興事業費補助金交付要綱に基づく移住に伴う移転等に要する経費を補助対象経費とする補助金を受給していないこと。

5 支援金の額(第4条関係)

次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

- (1) 移住者が属する世帯の世帯員(転入日の前日において当該世帯の世帯員であった者に限る。)の数が2以上の場合 100万円
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 60万円

6 交付申請(第5条関係)

支援金の交付を受けようとする者は、申請書に必要書類を添えて、転入日から3月以上1年以内の間に、市長に提出

7 交付決定(第6条関係)

市長は、6による申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、結果を通知

8 交付決定の取消し(第7条関係)

支援金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取消し

- (1) 虚偽の申請により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

9 支援金の返還(第8条関係)

- (1) 支援金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、支援金の全額を

返還(やむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。)

ア 8により支援金の交付決定を取り消された場合

イ 交付申請日から3年に満たない間に転出をした場合

ウ 交付申請日から1年以内の間に移住先就業をした指定法人を退職した場合

(2) 支援金の交付を受けた者が交付申請日から3年以上5年以内の間に転出をした場合は、支援金の半額を返還(やむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。)

10 その他(第9条関係)

(施行期日等)

告示の日から施行し、同日以後に行われる転入について適用

舞鶴市告示第 号

舞鶴市移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和元年 月 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、舞鶴市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人材の確保を図るため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市移住支援金(以下「支援金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。)町村をいう。
 - ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域
- (3) 移住者 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する

転入(本市の区域内に住所を定めるものに限る。以下「転入」という。)をした者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 転入をした日の前日において引き続き 5 年以上東京都区部(東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。)内に住所を有していた者

イ 転入をした日の前日において引き続き 5 年以上東京圏内(条件不利地域を除く。)に住所を有し、かつ、転入をした日の 3 月前の日において引き続き 5 年以上、東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた者(当該事業所において業務に従事しなくなった日から転入をした日までの間に京都府の区域外(東京都区部を除く。)に所在する事業所において業務に従事していた者を除く。)

(4) 指定法人 京都府移住支援事業補助金交付要綱(平成 31 年京都府告示第 165 号)第 2 条第 4 号アの規定により京都府知事が指定する法人をいう。

(5) 移住先就業 次に掲げる要件のいずれにも該当する就業をいう。

ア 指定法人に雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者として新たに雇い入れられること。

イ 指定法人の事業所(東京圏外又は条件不利地域内に所在するものに限る。)において業務に従事すること。

ウ 移住者の 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人における就業でないこと。

エ 有期の雇用契約又は勤務時間が週 20 時間未満である無期の雇用契約に基づく就業でないこと。

オ 市長が認めるホームページに掲載されている求人に応募したことで開始される就業であること。

(交付対象者)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する移住者とする。

(1) 支援金の交付を申請する日(以下「交付申請日」という。)において 3 月以上移住先就業をした指定法人に就業していること。

(2) 交付申請日から継続して 5 年以上、本市に居住し、かつ、指定法人に就業する意思を有していること。

(3) 外国籍を有しており、かつ、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれの在留資格も有していない者でないこと。

(4) 農業振興事業費補助金交付要綱(昭和35年京都府告示第928号)に基づく移住に伴う移転等に要する経費を補助対象経費とする補助金を受給していないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 移住者が属する世帯の世帯員(転入をした日の前日において当該世帯の世帯員であった者に限る。)の数が2以上の場合 100万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 60万円

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、舞鶴市移住支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、転入をした日から3月以上1年以内の間に、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 同意書(様式第3号)

(3) 就業証明書(様式第4号)

(4) 転入前の住所に係る住民票の除票の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、その結果を舞鶴市移住支援金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全額を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定により支援金の交付の決定を取り消された場合

(2) 交付申請日から3年に満たない間に住民基本台帳法第24条に規定する転出(以下「転出」という。)をした場合

(3) 交付申請日から1年以内の間に移住先就業をした指定法人を退職した場合

2 市長は、支援金の交付を受けた者が交付申請日から3年以上5年以内の間に転出をした場合は、支援金の半額を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に行われる転入について適用する。

様式第1号(第5条関係)

(宛先) 舞鶴市長

年 月 日

舞鶴市移住支援金交付申請書

舞鶴市移住支援金交付要綱第5条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ	男・女	年 月 日
住所	〒		
メールアドレス		電話番号	

2 移住支援金交付申請額(該当する項目に○を付けてください。)

A	世帯の世帯員が2人以上の場合 [世帯員: 人]	100万円
B	世帯の世帯員が1人の場合	60万円

※ 世帯の世帯員は、転入をした日の前日において当該世帯の世帯員であった者に限ります。

3 確認事項(該当する項目に○を付けてください。)

交付申請日から継続して5年以上、舞鶴市に居住し、かつ、指定法人に就業する意思について			
A	意思がある。	B	意思がない。
就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係について			
A	3親等以内の親族である。	B	3親等以内の親族でない。
京都府の農業振興事業費補助金交付要綱に基づく移住に伴う移転等に要する経費を補助対象経費とする補助金の受給について			
A	受給していない	B	受給している

※ 各確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の交付の対象となりません。

4 転入前の住所

住 所	〒
-----	---

5 過去5年間の勤務履歴(転入前の住所が東京23区外であった者のみ記入)

期 間	事 業 所	
	名 称	所 在 地

※ 東京23区内に所在する事業所において業務に従事しなくなった日から転入日までの間に、京都府外に所在する事業所において業務に従事していた場合は、移住支援金の交付の対象となりません。

6 移住支援金の振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店・支所・出張所
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

7 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 同意書
- (3) 就業証明書
- (4) 転入前の住所に係る住民票の除票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

※ 申請時に、写真付き身分証明書等を確認させていただきます。

管理コード(舞鶴市使用欄)	
---------------	--

様式第2号(第5条関係)

誓約書

1 舞鶴市及び京都府から移住支援金の交付に係る報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。

2 次のいずれかに該当するときは、移住支援金の全額又は半額を返還します。

【全額の返還】

○移住支援金の交付の決定を取り消された場合(次のいずれかに該当するとき。)

- ・虚偽の申請により移住支援金の交付の決定を受けたとき。
- ・舞鶴市移住支援金交付要綱の規定に違反したとき。
- ・その他市長が適当でないと認めたとき。

○交付申請日から3年に満たない間に転出をした場合

○交付申請日から1年以内の間に移住先就業をした指定法人を退職した場合

【半額の返還】

○交付申請日から3年以上5年以内の間に転出をした場合

3 移住支援金を申請するに当たり、次の事項を確約します。

- (1) 居住する地域の自治会等の地縁団体に加入します。
- (2) (1)の自治会等が定める会費を納入します。
- (3) (1)の自治会等が行う地域活動等に積極的に参加します。
- (4) (1)の自治会等の役員から面会の求めがあった場合は、面会に応ずるよう努めます。
- (5) その他地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めます。

年 月 日

住所

氏名

Ⓔ

様式第3号(第5条関係)

同意書

移住支援金を申請するに当たり、次の事項を同意します。

- (1) 移住支援金の交付に係る事務のため、勤務先が私の勤務状況等の情報を舞鶴市に提供すること。
- (2) 舞鶴市が京都府に移住支援金の交付に際して得た私の個人情報を報告すること。
- (3) 舞鶴市及び京都府が(2)の個人情報について、移住支援に係る事業の実施のために利用すること。
- (4) 舞鶴市及び京都府が(2)の個人情報について、国への実施状況の報告、他の地方公共団体が行う移住支援に係る事業の実施等のため、国及び他の地方公共団体に提供すること。

年 月 日

住所

氏名

印

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

事業者 所在地

名称

代表者名

印

電話番号

(担当者)

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者	氏名	
	住所	
事業所	所在地	
	電話番号	
就業開始年月日		年 月 日
求人応募年月日		年 月 日
雇用形態		勤務時間が週 20 時間以上である無期の雇用契約
勤務者と代表者、取締役等の 経営を担う者との関係		3 親等以内の親族でない

第 年 月 日
号

様

舞鶴市長



舞鶴市移住支援金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました移住支援金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 交付
移住支援金交付決定額 金 円
- 不交付
(理由)

備考

- 舞鶴市は、移住支援金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
【全額の返還】
○移住支援金の交付の決定を取り消された場合(次のいずれかに該当とき。)
 - 虚偽の申請により移住支援金の交付の決定を受けたとき。
 - 舞鶴市移住支援金交付要綱の規定に違反したとき。
 - その他市長が適当でないと認めたとき。○交付申請日から3年に満たない間に転出をした場合
○交付申請日から1年以内の間に移住先就業をした指定法人を退職した場合
【半額の返還】
○交付申請日から3年以上5年以内の間に転出をした場合
- 舞鶴市及び京都府は、移住支援金の交付が適切に行われたか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行うことがあります。この報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の申請が行われたものと推定し、備考1に定める返還の請求を行うことがあります。

管理コード	
-------	--